

行政改革に関する提言書

令和3年3月

さぬき市行政改革推進委員会

提言にあたって

新型コロナウイルス感染症拡大により社会全般にわたり打撃を受け、先行き不透明な中、今後とも継続して持続可能な行財政体制の構築を図るためには、引き続き徹底した行政改革の取組が求められています。

令和元年度におけるさぬき市の財政状況は、これまでの行政改革実施計画や財政健全化策等に沿った様々な取組によって一定の改善が進んできましたが、近年の大型建設事業の実施に伴い、平成30年度以降、実質公債費率が上昇しており、財政構造の硬直化を示す経常収支比率が悪化するなど、引き続き極めて厳しい状況に直面しています。

また、令和3年度予算編成方針によれば、歳入面では、人口減少に伴う普通交付税の減少や生産年齢人口の減少に伴う市税の減収等に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、一般財源の大幅な減少が避けられない状況にあります。一方、歳出面では、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加に加えて、防災・減災対策、学校や公民館などの教育施設の整備のほか、更新時期を迎えている公共施設の統廃合や長寿命化対策に要する経費の増大などが予想され、財政状況の更なる悪化が懸念されています。

このため、国も掲げている縦割り行政の打破にこれまで以上に取組み、限られた財源の中で必要な施策を実施するためには、徹底した事務事業の見直しや効率化など、企業的意識をもった行財政運営が急務です。

この提言書は、令和元年度における「第5次行政改革実施計画（令和元年度～令和4年度）」の進捗結果について検証・評価を行い、今後の行政改革の取組を更に進展させるために議論した意見全般について取りまとめたものです。

今後も行政改革の取組が推進され、厳しい財政状況の中にあっても、「自然豊かでいきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき」につながるまちづくりに期待します。

令和3年3月15日

さぬき市行政改革推進委員会会長

奈良正史

1 行政改革実施計画（令和元年度）に基づく主な取組への提言について

第5次行政改革実施計画に基づく取組のうち、「歳入の確保」における「広告収入の確保」については、ごみの分別や収集日が記載された「ごみの分別と正しい出し方」のチラシだけでなく、高松市のようにゴミ袋の外装袋に企業広告を掲載してはどうか。

「観光収入の確保」については、商工会や観光協会とタイアップした体験型観光を検討してほしい。見学型観光だけでは印象が薄くなってしまふことから、昨今の修学旅行などでは体験できるものを多く含んでいる。古墳の発掘体験や自然薯掘りなど、さぬき市に来た際には感動してもらえるような観光ツールを是非開発してほしい。

「ふるさと納税の取組推進」については、既に出品している事業者の協力を得て、幅広い返礼品の開拓をしてほしい。返礼品が増えることで寄附が増える可能性は大いにある。返礼品とするには、定期的な出荷ができないと難しいようだが、規格外であったり無農薬であったりする野菜を追加してはどうか。また、果物や野菜は人気があることから、それらの旬の時期を逃さずアピールする必要がある。

「人件費の削減」における「定員の適正化」については、令和2年さぬき市議会第4回定例会において、地域手当の見直しを行ったことから、定員削減に捉われず職員給料の適正化についても検討してほしい。

「補助金の見直し」における「公共団体等に関する補助金の見直し」については、事業内容、対象経費などについて市が十分な確認を行う必要がある。なかでも、シルバー人材センターについては、多種多様な活動をしているにも関わらず、市民にあまり知られていないことから広報活動の改善をしてはどうか。事業収益の拡大を目指して、団体の健全な育成につながるよう検討してほしい。

「イベント補助金の見直し」については、主催者が自主財源を持っている場合の補助金の在り方を見直してはどうか。見直しに当たっては、地域活性化の効果も踏まえつつ検討してほしい。

「組織機構及び事務・事業の見直し」における「コミュニティバス運営形態の見直し」については、令和2年11月からの実証運行による多和地域のデマンド運行に対して不安感を抱いている地域住民がいる。新しい路線やダイヤの検証をする際は、地域住民や利用者からの意見を吸い上げ、地域の生活の足として根付くようお願いしたい。

また、全体を通して、次期計画策定時には以下の点に留意されたい。

- ①「期待される効果」について、ほとんどの事業において業務の目的のみが記載されているが、もっと具体的な効果を記載した方がよいのではないか。
- ②当該計画に記載事業がない部署もあることから、全庁を挙げての行政改革への

機運醸成のため、次期計画にはできるだけ多くの部署が記載されるよう希望する。

③継続している具体的取組内容において実績数値が計画数値を超えているものについては、次期計画には掲載せず、新たな取組の追加を検討してはどうか。

【第5次行政改革実施計画（令和元年度）取組項目進捗状況一覧（抜粋）】

取組項目	具体的取組内容	取組事項	期待される効果	年度別計画、指標 (令和元年度)		
				計画	計画実績	
①歳入の確保	6 観光収入の確保	関係機関・団体や民間と連携し、既存の観光施設及びイベント等の有効活用を図ることで観光客の増加による観光収入の確保を目指します。	観光収入の確保	計画	市内外に施設やイベントの情報発信を行う	→
				指標	観光地入込客数（県観光動態調査）（万人）	200 172
	7 ふるさと納税の取組推進	返礼品の対象となる寄附金額の見直しを行うことで、まちづくり寄附の増加を目指すほか、あらゆる広報媒体を活用したさめき市のPR活動に取り組み、企業版ふるさと納税を含めた利用者、利用団体の増加による歳入の確保を図ります。	財源確保及び地場産業の活性化	計画	ふるさと納税返礼品の拡充	→
				指標	さめき市のPR活動	→
				計画	寄附金額（千円）	90,000 124,281
				指標	企業版ふるさと納税の推進	→
②人件費の削減	1 定員の適正化	引き続き、計画的な定員管理に努めるとともに、庁舎の再編に合わせた組織の最適化を図ることで、人件費の抑制を目指します。	適正な定員管理	計画	第3次定員適正化計画及び第3次財政健全化策に基づく定員管理	→
				指標	庁舎の再編に合わせた組織の最適化に基づく定員管理	→
				指標	定員管理による人件費抑制額（千円）	8,000
				指標	（平成30年度当初職員数を基準とする各年度の職員数の増減に対応した人件費の影響相当額）	21,000
④補助金の見直し	1 公共団体等に関する補助金の見直し	事業の見直し等により、公共的団体等に対する補助金の削減を行うほか、各種補助金の必要性等について検討を行い、見直しを進めます。	補助金の削減、団体の健全な育成	計画	さめき市社会福祉協議会組織再編	→
				計画	さめき市社会福祉協議会発展・強化計画	→
				指標	さめき市社会福祉協議会運営補助金（千円）	88,390 72,571
	2 イベント補助金の見直し	市民による主体性あるイベントを育て、補助金への依存度を軽減させるため、観光協会と補助金の配分について協議し、対象事業となるイベントの廃止も含め見直しを進めます。	補助金の削減	計画	関係団体（シルバー人材センター）との協議	→
				指標	シルバー人材センター運営補助金（千円）	14,000 13,000
				計画	会員事業所の実情や商工会規模に即した事業の実施等	→
指標	商工会振興支援事業補助金（千円）	11,100 11,100				
⑥組織機構及び事務・事業の見直し	3 コミュニティバス運営形態の見直し	各地域のバス利用者を中心に聞き取り調査等を実施し、「さめき市地域公共交通会議」に語りながら、地域の実情に見合った公共交通網の再構築に取り組みます。	地域の実情に応じた運行体系の実現	計画	各イベント等主催者における自己財源の促進・対象経費の厳格化	→
				計画	コミュニティバス運行路線の見直し	→
				計画	コミュニティバス運行体系の見直し	→
				指標	コミュニティバス収支比率（%）	20.0 19.0
指標	コミュニティバス年間利用者数（人）	86,000 84,644				

矢印の例：検討→ 準備 → 実施 →

2 行政改革に関わる取組全般について

(1) 企業の発想の導入について

人口減少、社会保障費の増加など、市の行財政運営は大変厳しい状況に置かれていることから、こうした限られた財源の中で必要な施策を実施するためには、徹底した事務事業の見直しや効率化など、常に企業の発想をもって、あらゆる分野に対応する必要がある。

例えば、市有財産については、未利用地の活用も大変重要ではあるが、既存公共施設においても、駐車場などを含め、利用頻度が低い施設は民間に貸し出すなど工夫し、有効活用を図ってはどうか。

また、これからは、事務の効率化を図り、市民サービスの向上を図る上からも、ITの積極的活用が不可欠である。国や他の自治体との連携が必要なことは言うまでもないが、マイナンバー制度の一層の普及を促進するとともに、電子申請など、さぬき市として独自にできるものから積極的に取組む必要があるのではないかと。

このほか、市役所本庁でしかできない手続きが各部署にあり、市民から不便を来しているという声がよく聞かれる。その一つが高齢者の運転免許証自主返納の手続きである。運転免許証返納後は当然自分で運転することはできないことから、市役所本庁だけではなく、支所や出張所でも手続きができるように臨機応変に対応してほしい。

また、外国滞在歴のある企業経験者などを、英語教室やグローバルな人材育成の場に登用するなど、シニア人材をもっと活用する必要があるのではないかと。

(2) 子育てに優しいまちづくりの推進について

さぬき市の急激な人口減少の原因の一つは、少子化にあると考えられ、実際、市における年少人口（0歳から14歳）の割合は最近18年間で3.3%低下している。こうした少子化を解消するための方策として、子育て世代の移住を促進することも重要であり、その一環として、「子育てにやさしいまちづくり」を積極的に推進してはどうか。

例えば、子ども医療費助成制度は、市及び県内他市において義務教育就学児が対象となっている状況であるが、対象を高校生にまで拡大してはどうか。他市よりも手厚く子育て支援している状況となれば、移住希望者にとって魅力的な要素が増すのではないかと。

また、子育てをする環境については、最近、公園や家庭菜園などの至る所に除草剤などの農薬が使用されており、子どもが身近で体に触れる機会が増えていることから、市として農薬や除草剤の使用基準を作成するなど、自然と共生するまちづくりを目指してほしい。また、農薬や除草剤の正しい使い方や知識につい

て、広報紙などでもっと周知すべきではないか。

このほか、幼稚園、保育所、認定こども園などにおける給食の無償化や給食への無農薬野菜の積極的利用を検討する「学校給食の在り方検討委員会（仮称）」の設置や、身近で子どもを遊ばせられる公園の整備、公民館や図書館などの公共施設へのおむつ交換台の設置などを検討してほしいという意見があった。

(3) 耕作放棄地の活用について

現在、全国で農業人口の高齢化や後継者不足に伴い耕作放棄地が増加しており、社会問題となっている。市の山間部でも同様に、住民の高齢化が進み、耕作放棄地が増え続けている地域があり、このまま放置しておくことと限界集落となることも危惧されている。耕作放棄地で再び農業ができるように、高齢の農家だけでなく就農を希望している若年層や移住希望者が共同経営という形で参加できるような仕組みができれば、人口減少対策へもつながるのではないかと。新規就農者への支援制度についても、もっと積極的にアピールしていく必要がある。

また、耕作放棄地を活用してオーガニック野菜を栽培し、そのオーガニック野菜を市が買い取り、給食へ提供するようなサイクルが確立できれば、耕作放棄地の解消はもとより、就農人口の確保や子育てに優しいまちづくりにも期待ができる。

一方、後継者不足を解消するためには、子どものうちから農業を身近に体験できる場を増やすことが重要である。自分で作った野菜を食べることがおいしいことを知る機会があれば、就農への関心へつながるのではないかと。

(4) 移住促進について

① リモートワークの推進

新型コロナウイルス感染症拡大により、インターネットの活用によって会社から離れた場所でも仕事ができるリモートワークが急速に注目されるようになり、それによって地方移住への関心も高まってきている。

移住希望者にとって就業はセットであるが、転職せずに地方移住できるのであればハードルは下がると考えられることから、市としてのリモートワークへの取組をもっと積極的にアピールしてほしい。都会にはない自然の中で仕事をすることで、新しいアイデアが沸くのではないかと。

そういう意味では、既存の移住体験ハウスでもインターネット環境が完備されていることから、リモートワークの体験ができることをもっとアピールするとともに、さらに市内に散在する空き家をリフォームしてリモートワークの体験施設を整備してはどうか。

② 安全・安心なまちづくりによる移住促進

地方移住を支援するNPO法人「ふるさと回帰支援センター」がまとめた2019年の都道府県別の移住希望地ランキングによると、移住希望者が多かった県でも、直近で災害が起きたことにより、希望者が激減したという事例がある。移住希望者にとって災害は、重要な判断材料の一つであると言える。そこで、移住情報を発信する際には、防災・減災対策など市が行っている安全・安心なまちづくりについて、移住者に対しアピールすることが重要ではないか。

③ 移住から地域活性化への発展

現在の移住相談でも、移住希望者から多種多様な希望を聞いて対応しているが、市から手に職を持った人を呼び込めるような仕掛けを検討してはどうか。例えば、パン屋をしたい移住者を呼び込み、市内の卵販売店と連携して新たな商品を開発するようなことができれば、移住から地域のつながりへと発展的な広がりをみせ地域活性化が期待できる。

(5) 出張所における利便性の向上について

令和元年5月に津田・大川・長尾支所が出張所になったことにより開庁日が週5日から3日となり、鴨庄・小田・鴨部・造田・多和出張所については2日になるなど、総じて不便になったという意見がよく聞かれる。

その一つが出張所の開庁時間である。現在、各出張所の開庁時間は午後5時までであるため、市外へ勤務している市民にとっては利用しにくいという声がある。職員の勤務時間の割振りを変更するなどの工夫により、月1回でも開庁時間の拡大を検討してほしい。このことは、市民の利便性を高めることができるだけでなく、本庁舎及び寒川分庁舎の窓口混雑緩和にもつながり、新型コロナウイルス感染症拡大の防止につながるのではないかと。

また、出張所によっては、地域福祉の一翼を担っている社会福祉協議会の職員が配置されておらず、各種手続きに不都合を来している。例えば、市民から社会福祉協議会への文書等を出張所で取次ぐなどの取扱いができるようにしてほしい。

(6) 職員給与の適正化について

地域手当については、さぬき市では平成27年度以降、国基準を上回る支給率の団体として県内では唯一総務省から指摘されており、この7年間にわたり毎年5,000万円程度が支給されてきたというのが現状である。このため、本委員会では地域手当の見直しについて昨年度から意見が噴出し、本年度の提言に盛り込む

ことを検討していたが、ようやく令和2年さぬき市議会第4回定例会において見直しをされたことにより、提言を取りやめることにしたところである。

しかし、さぬき市職員の給与水準は、平成31年4月1日現在のラスパイレス指数で比較すると、国家公務員の給与を100とした場合、本市は地域手当加算額を含むものの101.1となっており、全国市平均の98.9、類似団体の97.7に比べ相当高い水準であることから、医師を除く医療従事者に対する地域手当の支給を見直すなど、さらに職員給与の適正化に努めるよう要望する。

※ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較し、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給与額を水準し、国家公務員の給与（行政職俸給表（一））を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したもの。

【総括】

本委員会では、さぬき市の行政改革をさらに一步前進させるため、市民目線に立ち、大所高所からさまざまな議論を行った結果、今回は以上のとおり、企業的発想の導入、子育てに優しいまちづくり、耕作放棄地の活用、移住促進、出張所における利便性の向上、職員給与の適正化の6分野に的を絞り、提言を行ったところである。市としても、その意を汲み、前向きに、かつ市民のニーズに少しでも応えるべく努力されることを切に願うものである。

なお、上記提言のほかにも、徳島文理大学の高松市への全面移転や、市内の県立3高校の統廃合などにより、若年層の急激な減少や地域経済への影響が大いに危惧されることから、市としても早急に市の将来ビジョンを再構築する必要があるという意見があったことを付記しておきたい。

資 料

さぬき市行政改革推進委員会会議経過
さぬき市行政改革推進委員会委員名簿
さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

令和2年度さぬき市行政改革推進委員会会議経過

【第1回会議】 令和2年9月29日(火)10:00～11:40 市役所本庁302会議室

議題 (1) 会議の進め方について

(2) さぬき市行政改革実施計画(令和元年度～令和4年度)の進捗状況について

資料1 さぬき市行政改革推進委員会委員名簿(令和2年度)

2 さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

3 行政改革実施計画(令和元年度) 取組項目進捗状況一覧

4 意見徴収票

5 「香川県さぬき市 まちづくり寄附のご案内」パンフレット

【第2回会議】 令和2年12月15日(火)10:00～11:30 市役所本庁第2委員会室

議題 意見徴収票の集約について

資料1 公益社団法人さぬき市シルバー人材センター
収支計算書の概要(令和元年度)

2 意見徴収票の集約について

添付: 委員提出資料1、2

3 さぬき市の行財政状況等

【第3回会議】 令和3年2月15日(月)13:30～15:00 市役所本庁302会議室

議題 行政改革に関する提言書について

資料1 行政改革に関する提言書(案)

さぬき市行政改革推進委員会 委員名簿（令和2年度）

（順不同・敬称略）

NO	役職	氏 名	区分
1	会長	奈良 正史	識見者
2	副会長	松本 和可子	団体推薦
3		大部 良江	団体推薦
4		木村 イツ子	団体推薦
5		木村 英司	公募
6		國方 光廣	団体推薦
7		高嶋 文夫	団体推薦
8		津村 克侍	公募
9		眞鍋 清高	団体推薦

※金本賢二委員は、自己都合により令和2年12月9日付け辞任

さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 さぬき市の基本理念である「自立する都市」の実現を目指し、社会経済情勢の変化と市民ニーズに的確に対応するとともに、地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立に向け、広く市民の意見を求めるため、さぬき市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の次年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副会長)

第5条 委員会に副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成14年訓令第52号）

この要綱は、平成14年10月11日から施行する。

附 則（平成15年訓令第8号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第17号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第2号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。